税率についての課税自主権の拡大について

目 次

1.	制限税率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	ļ
2.	一定税率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	4
3.	標準税率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

税率の種類

〇 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

	種 類	概要	税目			
	作生 決	似 安	道府県税	市町村税		
_	−定税率	地方団体にそれ以外の税 率を定めることを許さな い税率。	道府県民税(利子割) 自動車取得税 道府県民税(配当割) 軽油引取税 道府県民税(株式等譲渡所得割) 鉱区税 地方消費税 狩猟税 道府県たばこ税	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税		
標準	制限税率あり	地方団体が課税する場合 に通常よるべき税率が定 められた上で、制限税率 が定められている税率。	道府県民税(法人 法人税割) 事業税(個人、法人) ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税(法人 均等割) 市町村民税(法人 法人税割) 軽自動車税 鉱産税		
税率	制限税率なし	地方団体が課税する場合 に通常よるべき税率。	道府県民税(個人 均等割) 道府県民税(個人 所得割) 道府県民税(法人 均等割) 不動産取得税 固定資産税(道府県分)	市町村民税(個人 均等割) 市町村民税(個人 所得割) 固定資産税		
任 意	制限税率あり	地方団体が税率を定める に当たって、それを超え ることができない税率。		都市計画税		
税 率	制限税率 なし	地方税法において税率を 定めず、地方団体に税率 設定を委ねている税率。	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税		
その他				入湯税		

各税率の種類における規定例

〇 現行地方税法の法定税の税率の種類に係る規定例は以下の通り

	種 類	規 定 例
_	−定税率	(地方消費税の税率) 第72条の83 地方消費税の <u>税率は</u> 、百分の二十五 <u>とする。</u>
標準	制限税率 あり	(法人税割の税率) 第314条の4 法人税割の <u>標準税率は</u> 、百分十二・三 <u>とする。ただし</u> 、標準税率を超えて課する 場合においても、百分の十四・七を <u>超えることができない。</u>
税 率	制限税率 なし	(不動産取得税の税率) 第73条の15 不動産取得税の <u>標準税率は</u> 、百分の四 <u>とする。</u>
任 意	制限税率あり	(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の <u>税率は</u> 、百分の○・三を <u>超えることができない。</u>
税 率	制限税率なし	(宅地開発税) 第703条の3 (略) 2 宅地開発税の <u>税率は</u> 、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設 による受益の状況等を参酌して、当該市町村の <u>条例で定める。</u>
	その他	(入湯税の税率) 第701条の2 入湯税の <u>税率は</u> 、入湯客一人一日について、百五十円 <u>を標準とするものとする。</u>

1 制限税率について

制限税率について

定義

○ 制限税率とは「地方税法の定める税率以下の税率によらなければならないもの。」

主な改正経緯

	改正内容	制限税率の異動				
昭和25年	地方税法制定時に制限税率が設定されていた税目 【道府県税】 付加価値税(税制自体が施行されず) 【市町村税】 個人市町村民税(均等割、所得割)、法人市町村民税(均等割)、 固定資産税(昭和26年から)、鉱産税、木材引取税					
昭和29年	固定資産税の制限税率強化	3.0%→2.5% (約1.88倍→約1.67倍)				
昭和34年	固定資産税の制限税率強化	2.5%→2.1% (約1.79倍→1.5倍)	76.11			
昭和50年	事業税に制限税率導入	標準税率の1.1倍	強化			
昭和51年	自動車税・軽自動車税に制限税率導入	標準税率の1.2倍				
昭和52年	娯楽施設利用税に制限税率導入	標準税率の1.2倍				
昭和53年	都市計画税の制限税率緩和	0. 2%→0. 3%	緩和			
昭和59年	法人市町村民税均等割の制限税率を統一	均等割額毎に設定(1.25倍~約1.69倍)→1.2倍	強化			
平成10年	個人市町村民税の制限税率を廃止	廃止				
平成16年	法人事業税の制限税率を緩和 固定資産税の制限税率を廃止	1. 1倍→1. 2倍 廃止	緩和			
平成18年	自動車税・軽自動車税の制限税率を緩和	1. 2倍→1. 5倍				

地方分権改革

制限税率の意義等1

<総論>

- 〇柴田護他『地方税総則』(良書普及会、昭和46年)58ページ
 - 「制限税率とは、地方団体が課税することのできる税率の最高限度を制限しているものである。(中略)制限税率を設けた理由としては、これらのうち道府県民税法人税割および市町村民税については、<u>国税である所得税および法人税と税源的に競合しているだけに、全く放置しておいたのではその税源を侵蝕する</u>ことになるためであり、また、鉱産税、木材引取税にあっては、税率の規定を全く地方団体の自由に委ねたのでは、その税の性格上、<u>経済流通の円滑を阻害するおそれがある</u>ためであり、また、固定資産税については、経済的に<u>国民租税負担の激変を緩和する必要がある</u>からであり、都市計画税については、それが目的税であることおよび固定資産税から分化されたものであるためである。」
- ○参議院地方行政委員会(昭和56年3月26日)政府委員答弁
 - (略)制限税率につきましては、地域間の物の交流等を妨げないように、地方団体間に著しい税負担の不均衡が生ずることが国民経済あるいは国民生活にとって適当でないと、このように考えられる税目については、上限を抑えているというものでございます。たとえば、法人関係税等についてそのような制度がとられております。それから、国税と府県税、市町村税が実質的に競合するような税目につきましては、全体としての国民の税負担を一定に抑え、その中でそれぞれの税源の配分を決めると、こういう考え方で一定税率を定めているものがあります。これは、たとえばたばこ消費税などが典型的な例であります。それから、ある団体の税率の採用いかんによって他の団体の税収入に非常に大きな影響をもたらすようなものについて、やはり一定の上限を定めております。これは初めに申し上げた理由とある程度ダブるのでありますが、その具体的な例としては法人事業税でございます。そのほか、特定の地域の経済活動との関連を重視して税率に制限を設けているものとしては、鉱産税とか木材引取税、こういったものがあります。それぞれにつきまして、ただいま申し上げましたような理由で一定税率あるいは制限税率等の定めがあるわけでありますが、その幅をどの程度にするのか、あるいは現在の定めが妥当なのかどうか、これらについてはもちろん社会経済情勢の推移に応じて検討さるべきものと、このように考えております。

制限税率の意義等2

<事業税>

〇昭和50年度の税制改正に関する答申(税制調査会:昭和49年12月27日)(抄)

最近大都市地域の地方団体において法人関係の超過課税を行う動きが顕著となってきているが、特に法人事業税の超過課税が行われた場合においては、法人の税負担に大きな影響を与えるのみならず、他の地方団体に対しても極めて大きな影響を与えることにかんがみ、租税体系の秩序維持および法人の総合的な税負担の適正化を図る見地から、法人事業税に新たに制限税率を法定する等適切な措置を講ずべきである。

<自動車税·軽自動車税>

〇衆議院地方行政委員会(昭和51年3月29日)政府委員答弁

(略)自動車関係諸税全般につきまして税負担の増加をお願いいたします機会には、やはりいま申しましたような各般の税目それぞれをあわせました総合的な税負担というものについて十分慎重な検討が必要だろうと思うのであります。(中略)これだけ自動車関係諸税が複合的にありますと、やはり全体として総合的な税負担がどうあるべきかということを考えてまいらなければなりません。(中略)今回自動車関係諸税の総合的な税負担のあり方を慎重に検討する必要があり、かつまた他の税目における制限税率の制度との関連を考慮いたしながら、新たに自動車税及び軽自動車税について制限税率制度を設けたわけであります。

制限税率の意義等3

<娯楽施設利用税>

〇参議院地方行政委員会(昭和52年3月29日)政府委員答弁

昭和二十五年の地方税法制定当時は、どちらかと申しますと、市町村税は数多い市町村でございますので相当の税目について制限税率は設けますけれども、都道府県につきましては、できるだけ制限税率は設けないと。数が少のうございますから、十分自治省とも相談をしていただいて、余り無理な、むちゃな負担を求めるということはなかろうと、こういう趣旨で、制限税率制度は多くの税目について設けていなかったわけでございますけれども、しかし、やはり世の中も推移してまいりますといろいろな事態も出てまいりますし、やはり税負担の地域間のバランスということは法律でもってある程度確保しなければ納税者の利益も担保されない、こういうことでございますので、だんだんと、いろいろ御意見がありますけれども、法人事業税についても制限税率を先般設けました。今回娯楽施設利用税に設けまして、これで主要な税目につきましてはほぼ制限税率が設けられておると、こういう状態になっておるわけでございます。

<都市計画税>

〇衆議院地方行政委員会(昭和53年3月22日)政府委員答弁

(略) この税は、御承知のように都市計画事業の経費に充てるためのいわゆる目的税でございます。これを課税するかしないかということ自身、当該市町村の条例によって決めるというわけであります。その税率をどう決めるかということは、一般財源の状況あるいは国庫補助金、地方債あるいはさらには受益者負担という各般の財源の状況を見合わせながら、都市計画税としてどの程度の目的税負担を求めるかということを決めていくわけでありますので、標準税率というものは、率直に申して決めようがないと思います。したがって、標準税率を決めていないわけであります。が、ただ、地域間で非常にアンバランスが出ると、国民の租税負担という面から申しまして問題がございますので、制限税率を決めておるという次第でございます。

論点

- 過去の経緯等から、制限税率の意義としては、次のようなものが考えられるのではないか。
- 〇 また、近年の制限税率緩和の流れも踏まえ、地域の自主性・自立性を高める観点から、 11ページ、12ページの制限税率について、その有無や幅を見直すべきものはあるか。 見直すとした場合、留意すべき事項はあるか。

<制限税率の意義>

①団体間での税負担の不均衡を抑制 地方団体間に著しい税負担の不均衡が生じることを抑制

②国・地方を通じた税負担の適正化 国税・地方税を通じた税負担の適正化

③国や他団体への影響を抑制 国や他団体の税収入に多大な影響を与えることを抑制

④特定地域の経済活動への負担を抑制 特定地域の経済活動への過度の負担を与えることを抑制

※ その他、納税者の負担が過重となることを抑制すべきという社会経済的な要請等も制限税率設定の理由と考えられる。

<制限税率緩和の考え方>

- 〇地方分権推進委員会第2次勧告(平成9年9月3日)(抄)※地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)も同様制限税率は、総合的な税負担の適正化を図るためにも、その全面的な廃止は適当ではないが、個人市町村民税については、住民自らが負担を決定する性格が強いこと、個人道府県民税には制限税率がないこととの均衡等を考慮し、その制限税率を廃止する。
- ○平成16年度の税制改正に関する答申(税制調査会:平成15年12月15日)(抄) 課税自主権の活用は、地域における受益と負担の関係の明確化につながるものである。地方分権の推進を図 る観点からも、これを更に活用しやすくなるよう、法定外税に係る国の関与のあり方について検討を進めると ともに、制限税率の見直しなど地方の税率設定の自由度の拡大を図る必要がある。 その際、租税体系の秩序維持及び法人の総合的な税負担の適正化の要請にも十分配慮する必要がある。

超過課税等の課税自主権に関する各団体の意見

<税制調査会(平成23年11月9日)における地方団体との意見交換、4団体(日本経団連、日本商工会議所、連合、日本税理士会連合会)からのヒアリングにおける資料からの抜粋>

〇全国知事会

「 政府が掲げる地域主権型の国づくりを進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく 必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。」

〇日本商工会議所

「②法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、行政において人件費を含めて徹底的に歳出削減をした上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財政状況や当該税制の政策目的を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。」

制限税率を設定している税目 (道府県税)

税目	制限税率	備考(改正経緯等)	税収 (H22決算)	関係する国税
法人道府県民税 (法人税割)	6 % (標準税率 5 %)	昭和29年に創設された税目。 創設以来、概ね標準税率の1.2倍に設定。	6, 115億円	法人税
法人事業税	標準税率の1.2倍	昭和29年に創設された税目。創設時は、制限 税率なし。 昭和49年 東京都が超過課税実施 昭和50年 制限税率導入(1.1倍) 平成16年 1.2倍に引上げ	2兆2, 530億円	法人税
個人事業税	標準税率の1.1倍	昭和29年に創設された税目。創設時は、制限 税率なし。 昭和50年 制限税率導入(1.1倍)	1,840億円	所得税
ゴルフ場利用税	1, 200円 (標準税率800円)	平成元年 娯楽施設利用税を廃止し、創設。 制限税率は創設時から同じ。	546億円	_
自動車税	標準税率の1.5倍	昭和25年の地方税法制定時からの税目。 当時は制限税率なし。 昭和50年 広島県が超過課税実施 昭和51年 制限税率導入(1.2倍) 平成18年 1.5倍に引上げ	1兆6, 155億円	自動車重量税

制限税率を設定している税目(市町村税)

税 目	制限税率	備考(改正経緯等)	税収 (H22決算)	関係する国税
法人市町村民税 (均等割)	標準税率の1.2倍	昭和25年に創設された税目。創設時は1.67倍程度。 昭和59年から標準税率の1.2倍。	4, 126億円	法人税
法人市町村民税 (法人税割)	1 4. 7% (標準税率12.3%)	昭和26年に創設された税目。創設時は1.067倍程度。 翌年から概ね標準税率の1.2倍程度に設定。	1兆5, 409億円	法人税
軽自動車税	標準税率の1.5倍	昭和33年に創設された税目。 昭和51年 制限税率導入(1.2倍) 平成18年 1.5倍に引上げ	1, 776億円	自動車重量税
鉱産税	1. 2% (標準税率1.0%)※	昭和25年の地方税法制定時からの税目。 制限税率は当時から同じ。	18億円	_
都市計画税	0.3%	昭和31年に創設された税目。当時は O. 2 % <u>昭和53年 O. 3 %に引上げ</u> (都市施設の整備が喫緊の課題であり、下水等 の財政需要が急激に増大しているため)	1兆2, 555億円	

^{※ 200}万円/月以下の場合 0.9%(標準税率0.7%)(昭和37年より導入。)

(参考)標準税率のみである税目の一覧

〇 道府県税

税目	備考(改正経緯等)
個人道府県民税 (均等割)	昭和29年に創設された税目。創設時から制限税率なし。
個人道府県民税 (所得割)	昭和29年に創設された税目。創設時から制限税率なし。
法人道府県民税 (均等割)	昭和29年に創設された税目。創設時から制限税率なし。
不動産取得税	昭和29年に創設された税目。創設時から制限税率なし。
固定資産税 (道府県分)	昭和29年に創設された税目。創設時から制限税率なし。

〇 市町村税

税目	備考(改正経緯等)
個人市町村民税 (均等割)	昭和25年に創設された税目。当時は制限税率あり(1.25倍)。翌年以降、1.3倍程度で推移。 平成10年 制限税率の廃止。
個人市町村民税 (所得割)	昭和25年に創設された税目。当時は、課税方式が複数あったものの、それぞれ制限税率あり。 昭和39年に課税方式を統一。標準税率の1.5倍の制限税率を設定。 平成10年 制限税率の廃止。
固定資産税	昭和25年に創設された税目。昭和25年は一定税率(1.6%)。 昭和26年~昭和28年 標準税率1.6%、制限税率3.0% 昭和29年 標準税率1.5% 制限税率2.5% 昭和30年 標準税率1.4% 昭和34年 制限税率2.1% 平成16年 制限税率の廃止。

2 一定税率について

一定税率について

定義

○ 一定税率とは、「地方税法の定める税率によらなければならないもの」。

一定税率を設定する理由

- 〇柴田護他『地方税総則』(良書普及会、昭和46年)58ページ
 - 「一定税率(固定税率)とは、地方団体がよるべき税率を一定しているものをいい、(中略)その理由とするところは、鉱区税や狩猟免許税、入猟税については、これらは一の特権税であるから、課税団体を異にすることによって税率を異にする理由に乏しく、電気ガス税については、<u>徴収上の困難排除と、経済界に与える打撃を防止するという理由</u>により、また、自動車取得税および軽油引取税については、これらの税が<u>流通</u>税であることに着目したものである。」
- 〇衆議院地方行政委員会(昭和50年3月14日)政府委員答弁
 - (略)事業所税を一定税率として標準税率としなかった理由でございますが、これは、大都市に共通をいたします都市環境の整備に要します財政需要に応ずる、こういう考え方でございます。そうなりますと、<u>大都市における行政サービスと企業活動の受益関係、これはおおむねどの都市においても同質のものであろうと考えられるわけでございます。なおかつ、この税が目的税というかっこうで設定をされておりますこともございまして、これは一定税率が適当である、こういう考え方をとったわけでございます。</u>
- 〇参議院地方行政委員会(平成6年11月22日)自治大臣答弁
 - (略)この税の特殊性にかんがみまして、<u>多段階の消費課税である地方消費税につきましては、前段階税額控除を行うという税の性格を持っておるわけでございまして、そういう点では一定の税率とならざるを得ない</u>と認識をしておるわけでございます。

論点

- 過去の経緯等から、一定税率の意義としては、次のようなものが考えられるのではな いか。
- 〇 また、地域の自主性・自立性を高める観点から、17ページの一定税率について、見直 すべきものはあるか。

見直すとした場合、留意すべき事項はあるか。

<一定税率の意義>

①経済活動への配慮 経済活動を歪めることを回避

②国・地方を通じた税負担の適正化 国税・地方税を通じた税負担の適正化

③課税技術上の問題 納税義務者や特別徴収義務者に多大な事務負担を課すことを回避

4 同一権利に対する同一負担 特権税的なものであることから同一の負担とする

※ その他、納税者の負担が過重となることを抑制すべきという社会経済的な要請等も一定税率設定の理由と考えられる。

筡

一定税率を設定している税目

税	目	創設	一 定 税 率	税 収 (H22決算)	関係する国税
道府県民税	利子割	昭和63年	5 %	1,502億円	所得税
配当割株式等譲渡		平成16年	5% (平成25年12月31日までは3%) 5%	581億円 200億円	所得税
	所得割		(平成25年12月31日までは3%)		
地方消費税		平成7年	2 5 %	2兆6, 419億円	消費税
道府県たばこ科	ź	昭和29年	1,504円/1,000本	2, 561億円	たばこ税
市町村たばこ科	Ť	4,618円/1,000本		7,876億円	たばこ特別税
自動車取得税	取得税		1,916億円	自動車重量税	
軽油引取税	昭和31年32,100円/キロリットル (当分の間の措置。本則15,000円/キロリットル)		9, 180億円	揮発油税	
鉱区税		昭和25年	① 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 "年額400円 ② 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 ①の税率の3分の2 ③ 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 面積100アールごとに 年額200円 ただし、砂鉱区のうち河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円	4億円	
狩猟税		昭和38年 5,500円、8,200 11,000円、16,50 (免許区分により税率が異なる。)		19億円	-
事業所税	昭和50年 資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25%		* **	3, 295億円	-

3 標準税率について

標準税率について

定義

○ 標準税率とは「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。」。

経緯

(1)標準賦課率の法定(昭和23年度)

昭和23年度当時の旧地方税法(抄)

(標準賦課総額及び標準賦課率)

第11条 標準賦課総額又は標準賦課率を定める税目については、地方団体は、<u>その財政上特別の必要があると</u> <u>認める場合</u>を除く外、その標準賦課総額又は標準賦課率をこえて課税してはならない。

「地方税法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」(抄)

(昭和23年7月7日付け地財委発第299号 各都道府県知事あて地方財政委員会事務局長通達)

第一 一般的事項

一四 賦課率の標準を定める税目にあっては、可及的にその標準により賦課率を定むべきでものあること。

(2)シャウプ勧告(昭和24年度)(抄)

<税率設定>

- ○「 特定の地方税の正確な税率は中央政府が決定すべきものではない。ここに勧告する計画のもとにあっては、住民税の所得要素を除けば、地方税は国税からは大体独立しているから、地方当局が、同一の課税標準のことで中央政府と争うことがなく、国の歳入を脅威することが少ないであろう。各地方は住民の加える圧力があるから、またその地域内から企業と富とを追い出したくないと思うが故に、他地方の租税とは並外れた租税を起こすことを差し控えるであろう。」
- 〇「 交付金を受ける資格を得るために、地方当局は少なくとも標準必要額に相当する額(交付金を含めて)を適当な能率をもって費消し、最低限度の地方行政をしなければならない。また、少なくとも標準租税を標準税率で課税して得られるだけの歳入額を上げて、地方費用の公正な負担分を引き受けなければならない。

これら2つの制限以外には、地方当局はいかなる種類の地方行政作用をどれだけするか、 どんな租税をどの程度課税するかを全く自由に決定できる」

<平衡交付金との関係>

- ○「 平衡交付金は各地方毎に別個に計算すべきものである。それは(A) 当該地方における一定<u>標準税率による地方税予想収入額</u>と(B) 地方行政に必要な最低経費との差額を埋め合わせるべきものである。」
- 〇「 各地方に交付される金額は、・・・(略)・・・利用しうる税の適当な<u>標準税率による歳</u> 入額として表される予想財源を控除したものであろう。」

- (3)標準税率の法定(昭和25年度)
 - 規定

昭和25年度当時の地方税法(抄)

(用語)

- 第1条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 五 標準税率 地方団体が課税する場合に<u>通常よるべき税率でその財政上の特別の必要があると認める場合</u>においては、<u>これ</u> <u>によることを要しない税率</u>をいい、地方財政委員会が<u>地方財政平衡交付金の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率</u>とする。
 - ※ 昭和27年度における地方交付税の導入に際して、「地方平衡交付金」が「地方交付税」に改められている
- (4)条件の弾力化(平成16年度改正)
 - 〇 「<u>その財政上特別の必要があると認める場合</u>においては、これによることを要しない税率」から「<u>その財政上その他の必要があると認める場合</u>においては、これによることを要しない税率」と改正。

地方税法(抄)

(用語)

- 第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 五 標準税率 地方団体が課税する場合に<u>通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合</u>においては、 <u>これによることを要しない税率</u>をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として 用いる税率とする。

標準税率の意義等

- 〇衆議院地方行政委員会(昭和25年4月23日)政府委員答弁
 - (略)ここにございますように第一にはその地方団体が通常よるべき税率、普通の仕事を、通常並の仕事をしておれば、その税率で似て課税すれば、大体その財政は賄つて行くことができる。でただその団体がそれ以上に非常に沢山に仕事をしたい、よい仕事をしたいと考える場合には、その税率を上げても勿論差支ないわけであります。或るいは税の負担を軽減するという方に重点を置きまして、ある程度事務を整理して行くというふうに考えますれば、その税率を引下げてもよいわけであります。でそのようにただ<u>目安といたしまして標準税率というのが設けてある</u>のでありまして、地方団体の自主性を強化する意味から、税率等につきまして国で制約いたしますことは成るべく避けたいという考えの下に出ておるのであります。~(中略)~標準税率の一つの意義は、<u>平衡交付金を受ける場合の基準</u>になることでございます。
- 〇衆議院地方行税委員会(昭和25年7月12日)提案理由説明(抄) 税率を全税目にわたって、明確に規定することにより、地方税負担の衡平化を図ることであります。
- 〇「地方税の超過課税の解消について」(抄) (昭和44年2月22日付け自税市発第16号 各都道府県知事あて自治省税務局長通達) 地方税法において標準税率を定めている趣旨は、国、地方を通ずる国民の税負担の適正化および地方団体間における 住民負担の均衡化を図ろうとするもの
- ○地方分権推進委員会第63回審議概要(抄)(平成8年8月7日:自治省からのヒアリング)

分権型社会においては、課税自主権は重要である。標準税率の定義を「通常よるべき税率」とすると、特別な財政需要がなければ認めないという発想である。「通常よるべき」という性格付けを行わず、単に「地方交付税の算定に用いる率」と割り切って考えることはできないか。

→ 標準税率は交付税の算定にも使われているが、<u>税制全体の体系(国・地方の税源配分、国・地方をあわせた税負担、</u> <u>課税客体間のバランスなど)の中で考える必要がある</u>。「単なる目安」ではなく、独自の合理性、目的性を有している。

超過課税について(過去の取扱い)

標準税率に関する超過課税が多くの団体で実施されている状況に鑑み、その解消のため以下の通達が出された。

〇「地方税法および同法施行に関する取扱についての依命通達」(抄)

(昭和29年5月13日付け自乙市発第22号 各都道府県知事あて自治庁次長通達)

「 (略)・・・標準税率(制限税率をあわせて定めるものを含む。)を規定する税目について税率を定める場合においては、住民 負担の実情にかんがみ、とくに施設を充実する場合等を除いて、<u>可及的に標準税率によることが望ましい</u>ものであること。(後 略)」

○「地方税の超過課税の解消について」(抄)

(昭和44年2月22日付け自税市発第16号 各都道府県知事あて自治省税務局長通達)

「 (略)・・・地方団体は財政上の特別の必要があると認める場合のほかは<u>できるだけ標準税率によつて課税することは望ましい。</u> (後略)」

○「地方税の超過課税の解消についての内かん」(抄)

(昭和44年2月25日付け 各都道府県知事あて自治省市町村税課長内かん)

「 (略)

- (1) 市町村は、<u>住民税の負担の軽減の要請が強い折から、一般財源の増加状況を勘案して個人の市町村民税を中心に超過課税</u> の解消または軽減に努めること。
- (2) 超過課税を行っている市町村の中には、超過課税が固定化されている向きも見受けられるが、このようなことは、本制度が設けられている趣旨からも適当でないと考えられるので、<u>特別な財政需要がある場合を除き、その解消に努めること</u>。
- (3) (略)

なお、以上の趣旨に沿って超過課税の解消または軽減を行った市町村に対しては、<u>特別交付税において相当程度措置するよう財政局と協議済み</u>でありますので申し添えます。」

〇 昭和40年代以降における個人市町村民税(所得割)における超過課税実施団体数の推移

年度	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S55	S56	~	H19
団体数	1,200	1,158	1,084	1,016	899	577	73	25	7	2	1	1	0	0	1

超過課税の現状について

- 超過課税実施団体数 (平成22年4月1日現在)
- 都道府県

<道府県民税>

個人均等割 30団体

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川 県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵 庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県 山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、鹿児島県

所得割 1 団体

「神奈川県」

法人均等割 30団体

富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島 県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊 本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

法人税割 46団体 「静岡県を除く46都道府県 〕

√ 北海道夕張市、兵庫県豊岡市

く法人事業税>

宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、 8団体 京都府、大阪府、兵庫県

<自動車税> 1 団体 「東京都 〕

〇 市町村

<市町村民税>

所得割

·北海道夕張市、神奈川県横浜市、 個人均等割 3団体 宮崎県宮崎市

2団体

法人均等割 404団体

法人税割 1,003団体

く固定資産税> 162団体

く軽自動車税> 33団体 【北海道】函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、 根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川 町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝上町【青森県】鰺ヶ沢 町【山梨県】早川町【島根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、 大田市、斐川町【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】 高松市【高知県】高知市、須崎市【福岡県】大牟田市

<鉱産税> 34団体

< 入湯税> | 三重県桑名市、岡山県美作市 |

超過課税の規模(平成22年度決算)

道府県	具税(団体数)		
道	個人均等割	(30団体)	174. 7億円
道府県民	所得割	(1団体)	24. 7億円
· 民 税	法人均等割	(30団体)	89. 8億円
竹兄	法人税割	(46団体)	824. 0億円
法人	事業税	(8団体)	977. 0億円
自動車	車税	(1団体)	8百万円
道府県	具税計		2, 090. 4億円
市町村	吋税(団体数 ^(注))		
市	個人均等割	(3団体)	16. 9億円
町	所得割	(2団体)	0. 7億円
村民	法人均等割	(404団体)	153. 1億円
税	法人税割	(1,003団体)	2, 036. 8億円
固定資	資産税	(162団体)	371. 9億円
軽自動	動車税	(33団体)	7. 2億円
鉱産和	· 说	(34団体)	9百万円
入湯和	· 说	(2団体)	23百万円
市町村	可税計		2, 586. 9億円
超過記	果税合計		4, 677. 3億円

- ※ 地方税収に占める割合 1.36%
- 地方法人二税の占める割合:87.2%

昭和30年代の超過課税の状況について

<道府県税(昭和35年)>

〇道府県民税

個人 均等割 青森県、秋田県、山形県、佐賀県

所得割 青森県、秋田県、山形県

法人 均等割 青森県、秋田県、山形県、三重県、

佐賀県

法人税割 青森県、秋田県、山形県、三重県

○事業税

個人 青森県、秋田県、山形県

法人 青森県、秋田県、山形県、三重県

〇不動産取得税

青森県、秋田県、山形県、群馬県、三重県、 佐賀県、鹿児島県

〇自動車税

青森県、秋田県、山形県、富山県、三重県、 岡山県、鹿児島県

〇娯楽施設利用税

山形県

※ 当時、青森県は準用再建団体、秋田県、山形県、 佐賀県、鹿児島県は財政再建団体

<市町村税税(昭和35年)>

〇市町村民税

個人 均等割 868団体 (24.4%)

所得割 2,095団体(59.4%)

法人 均等割 994団体(28.2%)

法人税割 1,306団体(37.0%)

〇固定資産税 1,097団体(31.1%)

※ その他、軽自動車税、鉱産税、木材引取税 についても一部の市町村で実施

昭和40年代以降の超過課税の状況

<主な税目の超過課税実施団体の推移>

		S 4 0	S 4 5	S 5 0	S 5 5	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 3
	道府県民税 個人 均等割	0	0	0	0	0	0	0	0	8	30	31
道府	道府県民税 個人 所得割	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
県	道府県民税 法人 均等割	0	0	0	0	0	0	0	0	9	30	31
税	道府県民税 法人 法人税割	0	0	20	44	46	45	45	46	46	46	46
	法人事業税	0	0	2	7	7	7	7	7	7	8	8
	市町村民税 個人 均等割 ^(特別区含む)	841	662	490	119	102	94	89	20	0	3	2
市	市町村民税 個人 所得割 ^(特別区含む)	1, 202	577	1	1	0	0	0	0	0	2	2
村	市町村民税 法人 均等割 ^(特別区除く)	1, 082	909	846	748	615	612	590	575	478	404	402
税	市町村民税 法人 法人税割	1, 626	1, 480	1, 191	1, 428	1, 483	1, 472	1, 450	1, 430	1, 189	1, 003	1, 004
	固定資産税 ^(東京都含む)	1, 048	886	465	432	399	360	292	277	185	162	160

標準税率未満での課税の現状について

団体名	税目	実施年度	内 容
愛知県 名古屋市	個 人 市民税	H24年度 課税分から (注1)	《均等割》税率 3,000円 → 2,800円(税率5%引下げ) 《所得割》税率 6% → 5.7% (税率5%引下げ)
	法 人住民税		《均等割》9段階に区分されている税率を、それぞれ5%引下げ 例)資本金1,000万円以下かつ従業員数50人以下の法人の例 50,000円 → 47,500円
愛知県 半田市	個 人 市民税	H22年度 課税分のみ ^(注2)	《均等割》税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》税率を 6% から 5.6% に引下げ
埼玉県 北本市	個 人 市民税	H23年度 課税分のみ ^(注3)	《均等割》税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)
愛知県 大治町	個人 町民税	H23年度 課税分のみ ^(注4)	《均等割》税率を 3,000円 から 100円 に引下げ 《所得割》税率を 6% から 5.6% に引下げ
沖縄県 金武町	個 人 町民税	H24年度 課税分から	《均等割》税率 3,000円 → 2,700円 (税率10%引下げ) 《所得割》税率 6% → 5.4% (税率10%引下げ)

- (注1) 名古屋市は過去、平成22年度に限り個人市民税及び法人住民税の10%減税を実施。
- (注2) 半田市は交付団体となったことから、平成23年度以降の減税は実施していない。
- (注3) 北本市は平成24年度以降は都市計画税の税率を0.25%から0.2%に引き下げることとし、個人市民税の減税を継続しないこととした。
- (注4) 大治町は防災対策を優先するため、個人町民税の減税を継続しないこととした。

標準税率未満での課税について(過去の状況)

<標準税率未満の課税団体の推移>

年度	S 4 0	S 4 1	S 4 2	S 4 3	S 4 4	S 4 5	S 4 6	~	S 5 1	S 5 2
市町村民税 個人 均等割	3	3	9	2	3	0	0	0	0	0
市町村民税 個人 所得割	1 1	2	2	2	2	2	1	1	1	0
市町村民税 法人 均等割	3	2	0	1	1 2	1	0	0	0	0
市町村民税 法人 法人税割	2 8	1 2	1	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0

<昭和45年に市町村民税所得割を課税標準未満で課税していた団体の財政状況>

(単位:百万円)

	左曲	나 는 그			地方債	財政力	経常収支比率	
	年度	歳入	地方税	普通交付税	現在高	指数		
静岡県	S 4 5	6 2 1	3 3 8 (54. 4%)	O (0%)	0	1. 80	53.0%	
可美村 (現浜松市)	S 5 2	1, 537	9 5 5 (62. 1%)	O (0%)	231	1. 03	66.3%	
広島県	S 4 5	957	7 3 5 (76. 8%)	O (0%)	0	1. 41	60.9%	
府中町	S 5 2	4, 774	2, 320 (48.5%)	7 O (1.4%)	616	0.96	76.0%	

標準税率未満で課税を行った場合の財政上の措置(現状)

〇 協議制(平成18年度以降)

標準税率未満で課税を行う団体については、総務大臣又は都道府県知事の許可を受ければ建設地方債を起こすことができる。

地方財政法(抄)

(地方債についての関与の特例)

第五条の四

- 4 普通税(地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。) <u>の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体</u>(第一項各号に掲げるものを除く。) は、第五条第 五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとす る場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合に おいては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。
- 7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による 指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

平成24年度 地方債同意等基準

六 標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、 また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っている かどうかを中心に精査するものとする。

標準税率未満で課税を行った場合の財政上の措置(経緯)

〇 平成17年度まで

標準税率未満で課税を行う団体については、世代間の公平性の観点から建設地方債を起こすことができなかった。

<経緯>

- ・ 地方財政法制定(昭和23年) 制定時においては、標準賦課率(標準税率)又は標準賦課総額の1.2倍以上で課税を行う団体でな ければ、建設地方債を起こすことができなかった。
- 地方税法制定(昭和25年)標準税率以上で課税を行う団体でなければ、建設地方債を起こすことができなかった。

地方分権一括法による改正前の地方財政法(抄)

(地方債の制限)

- 第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。<u>ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。</u>
 - 五 <u>普通税</u>(地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、狩猟者登録税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。) <u>の税率がいずれも標準税率以上である地方公共団体</u>において、戦災復旧事業費及び学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費並びに公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合。

<趣旨>参議院地方行政委員会(平成7年3月17日)政府委員答弁

(略)地方債というのは後年度に税収入の中からその元利を償還していくといういわゆる借金という性格を持っているわけでありますから、地方債に財源を求める場合はその前提として通常当然確保すべき財源を確保している、そのことが<u>財政の健全性の確保</u>、それから<u>世代間の負担の公平の確保</u>の見地から必要だという考え方に基づいているものであります。(略)

標準税率と普通交付税の関係

普通交付税は、標準的な財政需要(基準財政需要額)が標準的な財政収入(基準財政収入額)を超える団体に対して交付。

基準財政収入額は、標準税率又は一定税率をもって算定。

- 基準財政需要額=各項目における単価(単位費用) × 測定単位 × 補正係数





標準税率で算定することから、超過課税や標準税率未満で課税をしても、基準財政収入額や普通交付税額は変動しない。

標準税率と普通交付税の関係(関係規定)

地方税法(抄)

(用語)

第一条

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、<u>総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。</u>

地方交付税法(抄)

(基準財政収入額の算定方法)

- 第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては<u>基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額</u>~(中略)~の合算額、<u>市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税</u> (法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額~(中略)~の合算額とする。
- 2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号にいう<u>標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率~(中略)~、市町村税にあつては</u>百分の七十五に相当する率~(中略)~とする。

論点

O 標準税率のあり方をどのように考えるか。